

第 6289 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 9月 27日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 固定資産の評価損

Q : 会社の固定資産の中に使えそうもないものがあります。評価損を計上することはできますか？

A : 一定の事実が生じている場合は計上が認められます。

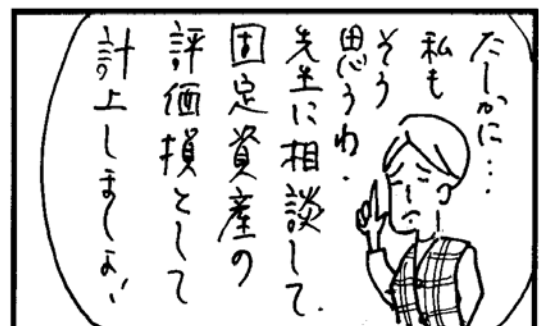
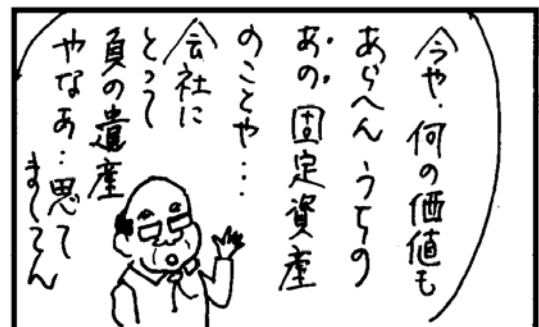
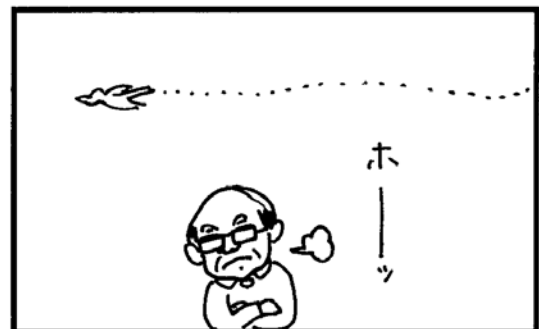
【解説】

固定資産の評価損は、税務上、次の事実が生じた場合に限り計上が認められます。

- ① 固定資産が災害により著しく損傷したこと
- ② 固定資産が1年以上にわたり遊休状態にあること
- ③ 固定資産がその本来の用途に使用することができないため他の用途に使用されたこと
- ④ 固定資産の所在する場所の状況が著しく変化したこと
- ⑤ 会社更生法等の更生計画認可の決定があったことにより固定資産の評価換えをする必要が生じたこと
- ⑥ ①から⑤に準ずる特別な事実(たとえば、次のような事実)が生じたこと

イ. 固定資産がやむを得ない事情により、その取得の時から1年以上事業の用に供されなため、その固定資産の価額が低下したと認められること

ロ. 民事再生法の規定による再生手続開始の決定があったことにより、固定資産につき評価換えをする必要が生じたこと



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】